

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

－ 2023年 春号 －



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

2023年春の保険料改定

○ 令和5年3月分(4月納付分)から協会けんぽの健康保険料率改定 (カッコ内は被保険者負担分)

・東京都	10.00% (5.000%)	引上げ
・千葉県	9.87% (4.935%)	引上げ
・埼玉県	9.82% (4.910%)	引上げ
・神奈川県	10.02% (5.010%)	引上げ
・栃木県	9.96% (4.980%)	引上げ
・茨城県	9.73% (4.865%)	引下げ
・群馬県	9.76% (4.880%)	引上げ

○ 令和5年3月分(4月納付分)から協会けんぽの介護保険料率改定(カッコ内は被保険者負担分)

・全国一律 1.82% (0.910%) 引上げ

○ 令和5年度の雇用保険料率

一般の事業の場合、労使で現在は賃金の計1.35%を負担している保険料率が、**令和5年度は1.55%に引き上げ**られます。うち、労働者の負担分は0.6%、事業主負担分は0.95%となります。

詳しくは下記リーフレットをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001050206.pdf>

男性育児休業取得率公表義務

今年4月より、常時雇用する労働者が**1,000人を超える企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表**することが義務付けられます。

公表内容は、前事業年度における①**育児休業等の取得割合**または②**育児休業等と小学校就学前の子の育児目的の休暇を合計した取得割合**の**いずれか**です。

取得割合を求める際、分母は配偶者が出産した男性労働者の数、分子は育児休業等(と育児目的の休暇)を取得した男性労働者の数となります。

公表方法はインターネットなど、**一般の方が閲覧できる方法**によることが必要で、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」での公表が勧められてい

ます。

下記リーフレットに、詳細やQ&Aが掲載されていますので、参考になさってください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001029776.pdf>

中小企業の月60時間超の残業割増率アップ

昨年秋号でもお知らせしましたとおり、今年4月から、中小企業についても大企業と同様に**月60時間超の残業**の割増賃金率が**50%に引き上げ**られます。1日8時間・1週40時間を超える労働時間数を累計して、月60時間を超えた時点から、50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。月60時間を超える残業を深夜(22:00～5:00)の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%以上の割増が必要となります。

ご不明の点は弊所にお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>

セミナーを実施しました

家村が、2月に定年退職予定者向けの「**退職後の年金・社会保険セミナー**」をオンデマンドで実施し、昨今の年金制度改正や定年後の働き方をテーマに解説しました。

弊所の体制について

弊所へのご相談やお問合せはメールまたは事務所電話、緊急時は家村携帯 **09035225025** までお願いします。ZoomやWebex等の面談にも対応しております。

電子申請

なら



弊所にお任せください。